

基礎・境界ソサイエティ表彰に関する規程

(平成13年3月22日 制定)

(平成19年9月11日 一部改正)

(平成20年6月20日 一部改正)

(平成21年6月12日 一部改正)

(平成22年6月28日 一部改正)

(平成24年4月6日 一部改正)

(平成24年12月6日 一部改正)

(平成27年4月16日 一部改正)

(平成28年6月27日 一部改正)

(趣旨)

第1条 基礎・境界ソサイエティにおける各種の活動において、電子情報通信学会の会員、非会員を問わずソサイエティに多大なる貢献をした個人もしくは団体を表彰することを目的として本規程を定める。

(審議委員会)

第2条 被表彰候補者を決定するために審議委員会を設置する。審議委員会のメンバーは基礎・境界ソサイエティの会長、次期会長、ソサイエティ編集長、副会長、和文論文誌編集委員長、英文論文誌編集委員長、ソサイエティ誌編集委員長、庶務幹事(2名)とする。

(被表彰者の決定)

第3条 審議委員会の結論にもとづき、基礎・境界ソサイエティの会長が被表彰者を決定し、選定の理由とともに運営委員会に報告する。

(授与方法)

第4条 ソサイエティ大会または運営委員会の席上で、基礎・境界ソサイエティの会長より表彰状を贈呈する。

(表彰の種類等)

第5条 表彰の種類、表彰対象者、賞金等については、別に定める基礎・境界ソサイエティ表彰に関する内規による。

(規程の改訂)

第6条 本規程の改訂は、基礎・境界ソサイエティ運営委員会の承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成27年4月16日より施行する。

基礎・境界ソサイエティ表彰に関する内規

(平成13年 3月22日 制定)

(平成15年12月 3日 一部改正)

(平成17年 4月 1日 一部改正)

(平成19年 9月11日 一部改正)

(平成21年 6月12日 一部改正)

(平成24年 4月 6日 一部改正)

(平成24年12月 6日 一部改正)

(平成27年 4月16日 一部改正)

(平成27年 7月 1日 一部改正)

基礎・境界ソサイエティ表彰に関する規程第5条に基づき、本内規を定める。

(表彰対象者)

1. 表彰対象者は次のいずれかの項目に該当するものとする。
 - (a) ソサイエティの活動もしくは運営委員会の運営に、多大な貢献をした個人もしくは団体
 - (b) 基礎・境界ソサイエティが主催または共催する国際会議もしくは国内会議において、会議運営に多大な貢献をした個人もしくは団体
 - (c) 研究専門委員会、サブソサイエティ、学術研究集会、論文誌編集委員会等の活動に、多大な貢献をした個人もしくは団体

(表彰者への賞金等)

2. 表彰者には、表彰状と副賞を授与するものとする。副賞として、特別功労賞には二万円、功労賞には一万円、貢献賞には懇親会招待券を授与する。ただし、表彰者が団体である場合には、審議委員会で副賞授与の有無について審議する。

(表彰の種類)

3. 表彰の種類は、ソサイエティに対する貢献の大きさの順に、基礎・境界ソサイエティ特別功労賞 (Engineering Sciences Society: Distinguished Contribution Award)、基礎・境界ソサイエティ功労賞 (Engineering Sciences Society: Contribution Award) および基礎・境界ソサイエティ貢献賞 (Engineering Sciences Society: Service Award) の三つとする。
特別功労賞は、ソサイエティ全体への顕著な貢献を対象とする。
功労賞は、ソサイエティ全体への貢献を対象とする。

貢献賞は、ソサイエティ運営、編集活動、サブソサイエティ運営、研究専門委員会運営、基礎・境界ソサイエティが主催または共催する国際会議もしくは国内会議の運営への貢献を対象とする。

(その他)

4. 特別功労賞・功労賞は、その年度において各研究専門委員会からそれぞれ1件程度の推薦を目安とする。
5. 貢献賞の条件は以下の通り。
 - (5.1) 貢献賞（ソサイエティ運営）は、基礎・境界ソサイエティ運営委員会の幹事（庶務、会計、大会担当、事業担当、和文論文誌編集、英文論文誌編集、ソサイエティ誌担当、電子広報担当）を2年以上連続して担当し退任した者。
 - (5.2) 貢献賞（編集）は、1期2年を終了した編集委員で、和英論文誌編集委員長またはソサイエティ誌編集委員長から推薦を受けた者。
 - (5.3) 貢献賞（サブソサイエティ運営）は、サブソサイエティの委員を2年以上連続して担当した者で、サブソサイエティから推薦を受けた者。ただし、サブソサイエティについて1名以内。
 - (5.4) 貢献賞（研究専門委員会運営）は、研究専門委員会幹事（時限研究専門委員会および第三種研究専門委員会の幹事を含む）を2年以上連続して担当し退任した者。ただし、各研究専門委員会について1名。
 - (5.5) 基礎・境界ソサイエティが主催または共催する国際会議および国内会議、第一種研究会、第二種研究会、第三種研究会、その他の会議および事業において、その運営に顕著な貢献をした個人を対象とする。原則として、各会議および事業に対して1名以内。

附則

この内規は 平成27年7月1日より施行する。

附則

- (5.3) および (5.4) については、審議委員会が各サブソサイエティおよび研究専門委員会に毎年問い合わせる。